

## 第 1 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために平成 25 年 4 月に施行された。

### 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。これを踏まえて、茨城県も同年 12 月に「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後の感染症法の改正や科学的知見の蓄積を踏まえ、国及び茨城県ともに数次の計画改正を行った。

こうした中、平成 21 年（2009 年）4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国は、平成 23 年（2011 年）9 月に新型イン

フルエンザ行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成 24 年（2012 年）5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

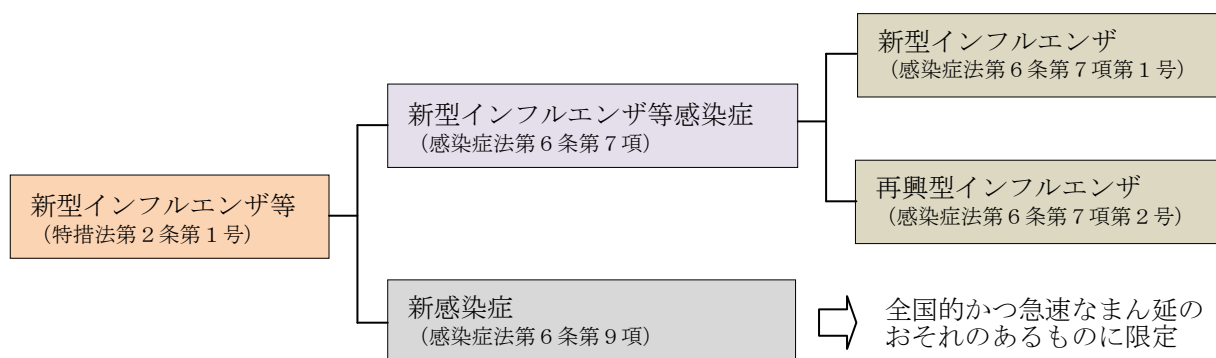
### 3 行動計画の作成

政府は、特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成 25 年（2013 年）2 月 7 日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成するとともに、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

これに基づき、平成 26 年 2 月に茨城県が「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、新たに「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。これらを踏まえ、本市においても、特措法第 8 条に規定される市町村行動計画として、新たに「日立市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。市行動計画は、市域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるものであり、具体的な対策はマニュアル等を基に講じていくものとするが、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国から示される基本的対処方針に基づき、市行動計画やマニュアル等に記載する対策から実施すべき対策を選択し決定することとする。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、県行動計画と同様に以下のとおりである。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れる等のため、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合は、本市においても適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

また、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画の参考事項「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」によるもののほか、茨城県が別に定める「高病原性鳥インフルエンザ発生時における対応マニュアル」によるものとする。